

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

平成29年（行ク）第184号 訴訟参加申立事件

訴訟参加についての意見書

2017年12月6日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

平成29年11月29日付関西電力株式会社の訴訟参加申立について、同月30日付で「求意見書」をいただきましたので、以下のとおり意見を述べます。

記

(意見) 参加は相当ではない。

(理由)

原告らは、被告国（処分庁 原子力規制委員会）に対し、申立人が原子力規制委員会に対して行った大飯発電所3号機及び4号機についての設置変更許可申請に対し、原子力規制委員会が平成29年5月24日付で設置変更許可処分をしたことに対し、その取消を求めている。司法審査は原子力規制委員会での同設置変更許可処分に至る全過程に及ぶが、申立人は許可処分を受けるために必要な全資料を提出し、主張を全て行っているはずであるから、本件訴訟に至ったからといって、なんら資料や主張を追加する必要など存在しない。

以上のとおり、参加の必要性は存在しないばかりか、もし参加を認めると、いたずらに論点を複雑にする危険性があるとともに、審理時間が長期化する危険性がある。

よって、参加の必要性も相当性も認めることはできない。

以上